

2023年3月17日  
電気事業連合会

## 行為規制等遵守に向けた業界大の取り組みについて

昨年12月以降、電力各社において、顧客情報や経済産業省の再エネ業務管理システムの不正閲覧事案が相次ぎ、電気事業連合会としても取り組むべき内容を検討してまいりましたが、本日の企業倫理等委員会において、以下の内容について取り組んでいくことを確認いたしましたのでお知らせいたします。

- ① システム面では、すでに各社において取り組んでいる対策に加え、行為規制遵守をより確実なものとしていくため、みなし小売電気事業者が使用するシステムについて、一般送配電事業者が非公開情報を保有するシステムから物理的に分割することにより、情報遮断を目指していくこと。
- ② 運用・体制面では、意識改革はもとより各社におけるコンプライアンスを徹底するための組織拡充やモニタリングの充実等を行っていくことに加え、事業者団体として各社の取り組みの実効性を高めるため、2点の対策を決定。

### 【コンプライアンス推進本部の設置】

電事連に新たに「コンプライアンス推進本部」を本日（3/17）付で設置すること。外部知見を活用しながら、各社の取り組みを横断的に確認し、その結果を各社へフィードバックすることで、各社が実効性の高い取り組みができるよう支援を行う。

### 【電気事業連合会行動指針の改訂】

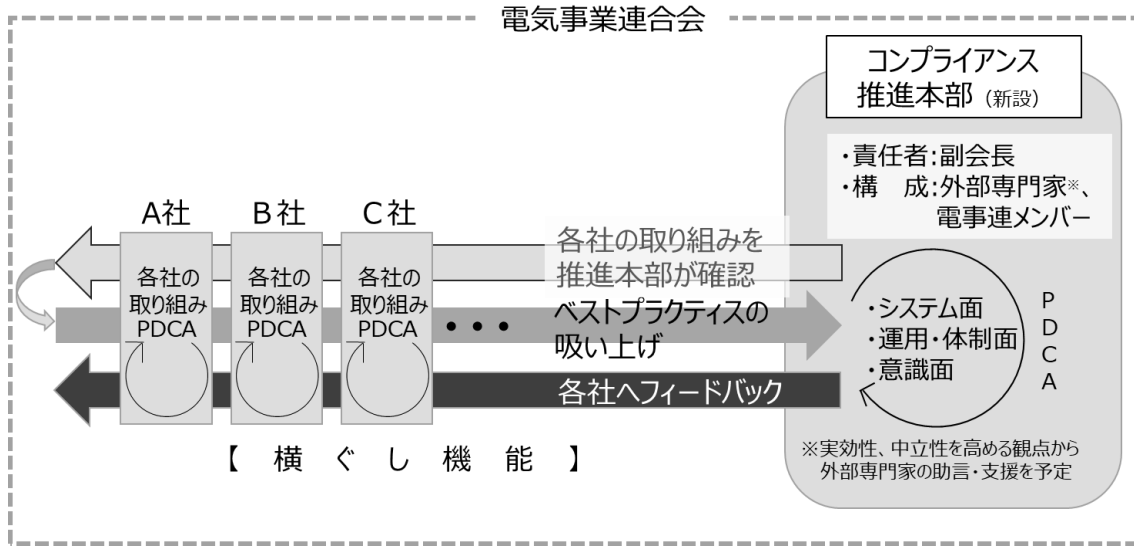
会員各社も含め、自らの行動を改めて律するため、本日（3/17）付で電事連行動指針（基本的施策）を改訂し、電気事業法、個人情報保護法等の関連法令の遵守を明文化する。

また、同じく本日の当委員会において、金融業界から講師をお招きし、コンプライアンスを徹底するための体制や仕組みと、現場の社員ひとりひとりに法令遵守意識を浸透させるための取り組み等についてお話しいただきました。経営側として、持つべき視点や取るべき方策についても議論させていただき、私どももこうした第三者の知見に真摯に学んでまいります。

以上

（別添）電気事業連合会 組織図

## 「コンプライアンス推進本部」のイメージ



## 「電気事業連合会行動指針」の追加（赤字部分）

### II. 社会から信頼される事業者として

#### 5. 法令遵守

- ・ 法令やルールの確実な遵守をあらゆる事業活動にわたって徹底する。また、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的な勢力とは断固として対決する。
- ・ 特に、電気事業に係る事業活動を通じて得られるお客さま情報の重要性を十分に認識し、電気事業法に規定する行為規制や個人情報保護法等の関連法令の遵守を徹底する。

## 「電気事業連合会行動指針の基本的施策」の追加（赤字部分）

#### 5. 法令遵守

- 事業活動に関わる確実な諸法令・ルール遵守の徹底
  - ・ 幹部・管理職を含めた教育・研修の実施
  - ・ マニュアル等の整備・充実
- 電気事業法の遵守と公正な競争の確保
  - ・ 電気事業法に規定する行為規制等の遵守と事業者間の公正な競争の確保
- 独占禁止法の遵守と競争条件の公平性・透明性の確保
- 個人情報保護法の遵守とお客さま情報の厳格な管理・取扱いの徹底
- 知的財産権の適正な保護
- 人権尊重（児童労働・強制労働の禁止、不当な差別の排除等）
- 反社会的勢力、団体に対する毅然とした対応

